

## 逗子市インターネットによる公開請求及び情報公開に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、逗子市情報公開条例(平成13年逗子市条例第3号。以下「条例」という。)及び逗子市情報公開条例施行規則(平成13年逗子市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、インターネットによる公開請求及び情報の公開に関する手続並びに事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公開請求の方法)

第3条 インターネットによる公開請求をしようとする者(以下「公開請求者」という。)は、条例第9条及び規則第3条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を逗子市電子申請・届出システム(以下「電子申請」という。)により利用者IDを取得のうえ、情報公開請求画面に入力しなければならない。

- (1) 電子メールアドレス
- (2) インターネットによる公開を希望する旨

2 公開請求は、原則として日本語で行うものとする。

(公開請求の受付)

第4条 インターネットによる公開請求の受付は、次のとおりとする。

- (1) 公開請求者から電子申請された情報の内容を確認するとともに、条例第9条ただし書の規定に基づく口頭による公開請求又は情報提供に該当するかどうかを確認する。
  - (2) 前号の規定に基づく口頭による公開請求又は情報提供に該当しない場合は、当該電子申請に記載された事項を規則第3条第2項の情報公開請求書に出力し、当該請求書に受付印を押印し、受付番号を記載する。
- 2 インターネットによる公開請求のあった日は、前項の規定に基づく受付が完了した日とする。
- 3 第1項の規定による受付を完了したときは、前項の規定に基づく公開請求のあった日を速やかに公開請求者に原則として電子申請上で通知しなければならない。

(決定通知書等)

第5条 実施機関による情報公開決定通知書、情報一部公開決定通知書、情報公開拒否決定通知書、情報不存在決定通知書若しくは情報存否応答拒否決定通知書又は情報公開諾否決定期間延長通知書(以下「決定通知書等」という。)の処理の仕方及び公開手続は次のとおりとする。

- (1) 決定通知書等を公開請求者に郵送する。
- (2) 前号に規定する決定通知書等の写しを情報公開課長に送付する。
- (3) 情報の全部又は一部を公開する場合は、当該情報を情報公開課長に提出

する。

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、国外からの公開請求に対する決定通知書等の送付については、電子申請上で行うことができる。

(情報の公開)

第6条 インターネットによる公開請求の対象となる情報の公開は、条例第12条の手続によるものとする。この場合において、情報公開課長は、公開の対象となる情報を逗子市のホームページに掲載すること及びそのURLを示した通知を行うことにより写しの交付をすることができる。

- 2 当該公開の対象となる情報の写しの掲載期間は60日間とする。

(情報の公開の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、公開の対象となる文書が、その形態、大きさ等により画像情報に変換できない場合は、当該公開の対象となる情報の写しを逗子市のホームページに掲載しない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行し、同日以後になされた公開請求から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後になされた公開請求から適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行し、同日以後になされた公開請求から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後になされた公開請求から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後になされた公開請求から適用する。